

鹿児島市支えあい活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者を地域全体で支える体制づくりを進めるため、鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年10月6日制定。以下「実施要綱」という。）第3条第1号アの（ウ）に規定する訪問型住民主体サービスとして、居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）の日常生活の援助に住民主体で取り組むことを目的に活動するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び実施要綱において使用する用語の例による。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、ボランティア活動として要支援者等の日常生活の援助に住民主体で取り組むことを目的に活動する団体で、次の各号の要件を全て満たす団体とする。

- (1) 本市に住所を有する構成員3人以上の団体であること。
- (2) 構成員のうち1人以上が本市の指定する研修の修了者又は修了予定者（補助金の交付申請日から6月以内に修了の予定がある者）であること。
- (3) 代表者を定め、継続的に活動すること。
- (4) 営利性、政治性若しくは宗教性のある活動又は暴力団と関わりのある活動を行わないこと。

(補助金の交付対象活動)

第4条 補助金の交付対象活動は、要支援者等その他支援を必要とする者（以下「全対象者」という。）の掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助で1回30分以上の活動とする。

(補助金の交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費は、前条に定める活動に要する経費で、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、他の補助を受けている経費、援助活動に従事する者（以下「従事者」という。）の人件費及び自動車による移送に係る燃料費等の援助活動に係る直接経費は交付対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表第2に掲げる基本額に同表に掲げる加算額を加えた額（千円未満

の端数は切り捨てる。)及び同表に掲げる活動に対する奨励金の合計額とし、1団体の1年度当たりの上限額を500,000円とする。ただし、最初に補助金の交付を受けた年度から起算して3年目以降の年度にあっては、要支援者等の利用者が1人以上いる場合に限り交付する。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 構成員名簿
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の実績報告)

第8条 規則第14条第3号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 支出を証明する書類
- (2) 全対象者の利用者名簿
- (3) 活動実績が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
(活動実績の中間報告)

第9条 各年度において8月末までに補助金の交付申請を行った交付対象者にあつては、10月末までに、前条第2号及び3号の書類を提出することにより、9月末時点の活動実績を市長に報告するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 規則第17条第2項の規定に基づき概算払により交付する補助金の額は、別表第2の基本額に同表に掲げる活動に対する奨励金を加えた額を限度とする。

(遵守事項)

第11条 交付対象者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 地域包括支援センターと連携すること。
- (2) 従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理に努めること。
- (3) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
- (4) 援助活動の実施により事故が発生した場合に、利用者の家族及び消防署等への連絡、事故の状況及び処置の記録並びに損害賠償等の必要な措置を講じること。
- (5) 事故の発生に備え、ボランティア保険等に参加するなどの対策に努めること。
- (6) 事業を中止し、又は廃止する場合は、地域包括支援センターと連携して、利用者に継続して援助がなされるよう便宜の提供に努めること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

補助金の交付対象経費	
(1)	従事者や利用者との連絡調整を行うものの人件費
(2)	報償費
(3)	食糧費 (茶菓子代程度とし、1 回の活動につき 1 人当たり 5 0 0 円を限度とする)
(4)	消耗品費
(5)	燃料費
(6)	印刷製本費
(7)	光熱水費
(8)	通信運搬費
(9)	保険料
(10)	使用料及び賃借料 (物品をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が 1 0 0, 0 0 0 円以下のものに限る。)
(11)	備品購入費 (単価 1 0 0, 0 0 0 円以下のものに限る。)
(12)	ボランティア活動従事者に対する活動奨励金 (従事者 1 人につき補助金の交付対象活動 1 回当たり 2 0 0 円を上限とする)
(13)	その他市長が必要と認める経費

別表第 2 (第 6 条関係)

区分	補助金額								
基本額	3 0, 0 0 0 円と補助金の交付対象経費 (別表第 1 (12) を除く。以下同じ。) の合計額のいずれか低い額								
加算額	<p>次の(1) 又は(2)のいずれか低い額</p> <p>(1) 補助金の交付対象経費の合計額から 3 0, 0 0 0 円を減じた額に、次の表の左欄に掲げる全対象者の利用者実人数に占める要支援者等の利用者実人数の割合に応じ、当該右欄に掲げる補助金の交付対象経費の合計額に乗じる割合を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="363 1675 1150 2011"> <thead> <tr> <th>全対象者の利用者実人数に占める要支援者等の利用者実人数の割合</th> <th>補助金の交付対象経費の合計額に乗じる割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 0 分の 5 以上</td> <td>1 0 分の 1 0</td> </tr> <tr> <td>1 0 分の 4 以上 1 0 分の 5 未満</td> <td>1 0 分の 9</td> </tr> <tr> <td>1 0 分の 3 以上 1 0 分の 4 未満</td> <td>1 0 分の 8</td> </tr> </tbody> </table>	全対象者の利用者実人数に占める要支援者等の利用者実人数の割合	補助金の交付対象経費の合計額に乗じる割合	1 0 分の 5 以上	1 0 分の 1 0	1 0 分の 4 以上 1 0 分の 5 未満	1 0 分の 9	1 0 分の 3 以上 1 0 分の 4 未満	1 0 分の 8
全対象者の利用者実人数に占める要支援者等の利用者実人数の割合	補助金の交付対象経費の合計額に乗じる割合								
1 0 分の 5 以上	1 0 分の 1 0								
1 0 分の 4 以上 1 0 分の 5 未満	1 0 分の 9								
1 0 分の 3 以上 1 0 分の 4 未満	1 0 分の 8								

10分の2以上 10分の3未満	10分の7
10分の1以上 10分の2未満	10分の6
10分の0を超え10分の1未満	10分の5
10分の0	10分の0

(注) 全対象者及び要支援者等の利用者実人数は実績報告時点のものとする。

(2) 全対象者の延べ利用者数に1,000円を乗じた額

活動に対する奨励金	従事者1人につき補助金の交付対象活動1回当たり200円を上限とする額に、上記の(1)の表の左欄に掲げる全対象者の利用者実人数に占める要支援者等の利用者実人数の割合に応じ、当該右欄に掲げる補助金の交付対象経費の合計額に乘じる割合を乗じた額（従事者1人につき1年度当たり10,000円を限度とする。）
-----------	--